

仙台P S操業差止訴訟・意見陳述書

平成29年12月13日

原告ら代理人 弁護士 高 橋 春 男

1 はじめに

私からは、本件訴訟の概要について簡潔に述べます。

本件訴訟は、仙台パワーステーション発電所（以下、「仙台P S」といいます。）につき、①排出される有害物質による原告らへの健康被害、②温室効果ガスによる気候変動、③隣接する蒲生干潟等への影響による生物多様性の侵害の観点から、稼働差止を求めるものです。

仙台P Sのような石炭を燃料とする発電設備は、その稼働により、有害物質が天然ガスや再生可能エネルギー等の他の燃料資源に比し格段に多く排出されます。電力自由化というエネルギー政策の転換に便乗し、自らの経済利益を優先するあまり、より発電コストの低い石炭発電という方法を選択することは、近隣住民の健康被害を招き、また世界規模で講じられている気候変動対策に逆行するものであり、さらにまた、蒲生干潟などにおける貴重な生物多様性をも害し、近隣生態系など地域環境にも悪影響を及ぼすものです。

2 原告らへの健康被害

仙台P Sが稼働すると、浮遊粒子物質（SPM）、PM_{2.5}、煤塵、SO_x、NO_x、オゾン及びオキシダント、水銀等の有害物質が大気中に排出され、それにより、原告らの呼吸系、循環器系、免疫系に悪影響を及ぼし、原告らの早期死亡リスクを増大させる等、深刻な健康被害が発生します。

原告らの推算によると、多賀城市、利府町、塩竈市など仙台P Sの隣接地域において年間で24人、石炭火力発電所の平均的な総稼働期間である40年間では計960人の早期死亡者がそれぞれ発生します。ゆえに、仙台P Sの稼働により、原告らには、その生命・身体に対して重大な侵害が及ぶ危険性が生じるのであり、原告らの人格権の中でも特に重要度の高い身体的人格権、及びそれに直結する平穏生活権が侵害されていることは明白です。

3 温室効果ガスによる気候変動

温室効果ガス排出に起因する異常気象がもたらす災害などにより、多数の死傷者が国内外で発生しているところ、さらに気候変動が進めばこのような被害

者数は飛躍的に増加します。

この点、東北地方でも日本全体でも、電力供給量が電力需要量を大幅に上回り、かつ、平成19年度をピークに電力需要が低下傾向にあります。にもかかわらず、天然ガスを燃料とする場合に比しても、温室効果の点で害悪性が2倍も高い石炭を燃料とする発電所を新設するのは、日本及び国際社会にとって看過しがたい重大な問題です。仙台P Sの稼働は、多くの人命を奪う気候変動を、営利目的のために故意に助長するという意味で、明らかに人格権を侵害する行為にほかなりません。

4 蒲生干潟の生物多様性が損なわれること

仙台P Sから排出される汚染物質は、仙台P Sのそばに位置する蒲生干潟の生態系に重大な影響を及ぼします。蒲生干潟の生物多様性の重要性と、仙台P Sによる蒲生干潟への影響の重大性を考慮すれば、蒲生干潟の恩恵を享受する原告らは、被告に対し、環境権に基づき、発電所の稼働によって蒲生干潟への影響がないことの調査や調査結果の公表を求める権利を有するといふべきです。

しかし被告は、排水について水質汚濁法の基準を満たしているというのみで、干潟自体への環境影響評価を行っておらず、住民説明会も極めて不十分な形で実施したに過ぎません。いったん環境汚染により蒲生干潟の生態系に悪影響が生じれば取り返しがつかないことに鑑みれば、「発電所の稼働によって、蒲生干潟への影響がないことの調査や調査結果の公表を求める権利」を保全するために、原告らは、環境権に基づき、仙台P Sの操業差止を求めることができると解すべきです。

5 被告の対応の問題点

その他仙台P Sの稼働には、以下に述べるような問題点があります。

- (1) 仙台P Sの稼働は、発電される電力の大半を首都圏に売電するためのものであり、何ら被災地の復興に寄与するものではなく、被災地に環境的な負荷をもたらすだけです。
- (2) また、仙台P Sは、仙台市の条例において、11万2500kW以上の火力発電所については環境アセスメントが必要とされていたところ、環境アセスメントの不要なギリギリの規模である11万2000kWの設備容量で計画され認可を受けたものです。そして、仙台市による認可の2か月後には、条例が改正され、仙台P Sの規模についても環境アセスメントの対象とされたことなどからすれば、まさに環境アセスメント逃れとの批判を免れないところ です。

であるにもかかわらず、被告は、再三にわたる地域住民の要求を無視して自主的な環境アセスメントを実施していません。

- (3) さらに、被告は、地域住民から再三にわたり説明会の開催を求められたにもかかわらず、平成29年3月8日になってようやく住民説明会を開いたものの、その内容は極めて不十分なものでした。

また、宮城県議会において公聴会の開催を求める請願書が採択されたにもかかわらず、被告は公聴会の開催にも応じていません。

- (4) これらの事情も総合すれば、地域住民の意向を一顧だにしない被告による仙台P Sの稼働は決して許されないものです。

そして、仙台P Sが地域住民及び環境に与える影響を十分に検証することが必要不可欠ですから、少なくとも稼働前の地域住民の健康状態や環境について十分な調査が行われるまでの間は、仙台P Sを稼働することは差し止められなければなりません。そして、これらの調査の結果、地域住民の健康状態や環境に与える影響が看過することのできないものであることが判明した場合には、仙台P Sの稼働は完全に差し止められなければなりません。

以 上